

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立泉尾工業高等学校

年 科 名前

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

【出席停止期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

●第1種感染症 □ () [治癒]

●第2種感染症

- 麻疹 [解熱後3日経過] 風疹 [発疹消失]
- 水痘 [すべての発疹の痂皮化] 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
- 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- 結核 [感染のおそれなし] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

●第3種感染症 [感染のおそれなし]

- 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
- 腸管出血性大腸菌感染症 ※便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である
- コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス
- その他の感染症 ()

◆学校への連絡事項等

令和 年 月 日

医療機関名:

診察医師名:

印